

## 「（介護予防）認知症対応型共同生活介護」料金表

令和3年4月改定分

対象事業所： あすならホーム天理、あすならホーム柳本、あすならホーム畝傍、あすならホーム桜井

上記事業所の地域区分は「7級地」で1単位あたりの単価は 10.14円

### （介護予防）認知症対応型共同生活介護（Ⅱ）

#### 【基本サービス】

要介護度	1日につき					1ヶ月（31日分）		
	単位数	基本利用料金	自己負担額			自己負担額		
			1割	2割	3割	1割	2割	3割
要支援2	748単位	7,584円	759円	1,517円	2,276円	23,513円	47,026円	70,538円
要介護1	752単位	7,625円	763円	1,525円	2,288円	23,639円	47,277円	70,916円
要介護2	787単位	7,980円	798円	1,596円	2,394円	24,739円	49,478円	74,216円
要介護3	811単位	8,223円	823円	1,645円	2,467円	25,493円	50,986円	76,479円
要介護4	827単位	8,385円	839円	1,677円	2,516円	25,996円	51,992円	77,988円
要介護5	844単位	8,558円	856円	1,712円	2,568円	26,531円	53,061円	79,591円

#### 【加算サービス】

加算サービスの種類	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割	2割	3割
夜間支援体制加算（Ⅰ）/1日につき	50単位	507円	51円	102円	153円
夜間支援体制加算（Ⅱ）/1日につき	25単位	253円	26円	51円	76円
若年性認知症利用者受入加算/1日につき	120単位	1,216円	122円	244円	365円
認知症行動・心理症状緊急対応加算/1日につき	200単位	2,028円	203円	406円	609円
入院時費用/1日につき（月6回限度）	246単位	2,494円	250円	499円	749円
看取り介護加算（1）/1日につき	72単位	730円	73円	146円	219円
看取り介護加算（2）/1日につき	144単位	1,460円	146円	292円	438円
看取り介護加算（3）/1日につき	680単位	6,895円	690円	1,379円	2,069円
看取り介護加算（4）/1日につき	1,280単位	12,979円	1,298円	2,596円	3,894円
初期加算/1日につき（入居日から30日以内の期間）	30単位	304円	31円	61円	92円
医療連携体制加算（Ⅰ）/1日につき	39単位	395円	40円	79円	119円
医療連携体制加算（Ⅱ）/1日につき	49単位	496円	50円	100円	149円
医療連携体制加算（Ⅲ）/1日につき	59単位	598円	60円	120円	180円
退居時相談援助加算/1回限り	400単位	4,056円	406円	812円	1,217円
認知症専門ケア加算Ⅰ/1日につき	3単位	30円	3円	6円	9円
認知症専門ケア加算Ⅱ/1日につき	4単位	40円	4円	8円	12円
生活機能向上連携加算（Ⅰ）/1月につき	100単位	1,014円	102円	203円	305円
生活機能向上連携加算（Ⅱ）/1月につき	200単位	2,028円	203円	406円	609円
衛生管理体制加算/1月につき	30単位	304円	31円	61円	92円
科学的介護推進体制加算/1月につき	40単位	405円	41円	81円	122円
口腔・栄養スクリーニング加算/1回につき	20単位	202円	21円	41円	61円
サービス提供体制強化加算Ⅰ/1日につき	22単位	223円	23円	45円	67円
サービス提供体制強化加算Ⅱ/1日につき	18単位	182円	19円	37円	55円
サービス提供体制強化加算Ⅲ/1日につき	6単位	60円	6円	12円	18円

※加算は利用者毎に提供するサービスの内容や事業所の職員配置等により異なります。  
どの加算を適用するかについては個別に説明させていただきます。

【その他の減加算】

身体拘束廃止未実施減算	所定単位数に10.0%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に11.1%を乗じた単位数
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に3.1%を乗じた単位数
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数に2.3%を乗じた単位数

※所定単位数…1ヶ月間に利用した基本サービスと加算サービスの単位数の合計です。

※介護職員処遇改善加算…介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められている加算です。

※介護職員等特定処遇改善加算…2019年10月からの消費税率引き上げに伴い、処遇改善のための特定処遇交付金<sup>※</sup>新設されました。

※介護職員処遇改善加算と介護職員等特定処遇改善加算の両方が加算されます。

- ・介護職員等特定処遇改善加算が<sup>※</sup>（Ⅰ）の場合…所定単位数に14.2%（11.1%+3.1%）を乗じた単位数が加算されます。
- ・介護職員等特定処遇改善加算が<sup>※</sup>（Ⅱ）の場合…所定単位数に13.4%（11.1%+2.3%）を乗じた単位数が加算されます。

※介護保険適用料金の自己負担額

・1ヶ月に利用されたサービスの単位数の合計（処遇改善加算・特定処遇改善加算を含む）に地域区分単価を乗じた金額が介護保険サービスの利用料金で、利用者の自己負担割合に応じた金額が自己負担金になります。

・1ヶ月の単位数の合計に地域区分単価を乗じて計算するため、サービス毎の自己負担額を足した金額とは、小数点以下の端数処理の関係で請求書の金額と差異が生じることがあります。

**※2021年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せされます。**